

# 外国公務員への汚職規制とコンプライアンス・リスク

## Compliance Risk and International Regulations on Anti-Bribery of Foreign Public Officials

経済学研究科経済学専攻博士後期課程在学

村田大学

Daigaku Murata

### はじめに

1977年の米国の海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act、以下、FCPA）の制定以降、米国の圧力もあり、1997年に「OECDの国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（以下、外国公務員贈賄防止条約）」が採択されると、各加盟38カ国は、自国の外国公務員への贈賄禁止規制を整備・強化してきた。さらに、2009年、OECDは、国際業務取引における外国公務員への贈収賄禁止にむけての理事会勧告を採択した。

なかでも、近年、英米を中心に外国公務員への汚職規制の強化が目立ってきている。米国では、米国企業か外国企業かを問わず、汚職の摘発と罰則の強化が進められている。また、英国でも、世界で最も厳格と評される英国贈収賄禁止法（Bribery Act）が2011年に施行された。OECDの規制強化の流れや、属人主義や属地主義、域外適用の問題もあり、コンプライアンス・リスクの上昇および複雑化が進行している。

外国公務員への汚職規制とコンプライアンス・リスクについての重要な先行研究に梅田（2011）の研究がある。そこでは、各国の外国公務員贈賄防止体制の共通点と相違点が具体的に究明されているが、上述した英国贈収賄禁止法や米国における規制強化の2009年以降の動向が分析に反映されていない。そこで、本研究は、これらの新たな展開も踏まえ、外国公務員への汚職規制とコンプライアンス・リスクの現状を明らかにする。

### 1. 外国公務員贈賄防止条約加盟各国の外国公務員贈賄罪の違い

#### 1. 1. 自然人に対する刑罰

本節では、本論に入る前に今日の各国の外国公務員贈賄罪の共通点と相違点を確認する。外国公務員贈賄罪に適用される刑罰は一律ではない。たとえば、ベルギー、ドイツ、アルゼンチンでは、警察官と裁判官に対する贈賄は一般公務員よりも重い刑罰が科されるし、オーストリアとメキシコでは、賄賂の金額により刑罰の重さが増減し、ドイツとフィンランドでは、深刻さの違いに基づいて重大な

贈賄罪と軽微な贈賄罪が概念的に区別されている<sup>1</sup>。また、贈賄が国内で行われたか否かによって、オーストラリア、日本、スロバキア、米国では若干異なる刑罰水準が適用されるが、大半の国では同じ水準のものが適用される。

懲役刑で最も長いのはベルギーの最長 15 年であり、これにポーランドとイタリアの最長 12 年、英国、オーストラリア、ルクセンブルク、フランスの最長 10 年が続く。最も多く採用されている懲役年数は 5 年以下であり、ギリシャ、米国、ドイツ、カナダ、スイス、チェコ、韓国などで採用されている<sup>2</sup>。ちなみに、日本は、アイスランド、ハンガリー、デンマーク、ブルガリアと同じ最長 3 年である。

次に、罰金額が最も高いのは、ベルギーの 110 万ユーロ（約 135 万 1,000 ドル）で、これに、ノルウェーの 48 万ユーロ（約 58 万 9,000 ドル）、米国の 25 万ドル、フランスの 15 万ユーロ（約 18 万 4,000 ドル）が続く<sup>3</sup>。もっとも、米国では、代替的罰金条項が適用されれば、絶対値としての上限がなくなる点に注意が必要である。日本は 300 万円（約 3 万 8,000 ドル）であり、米国などにその相対的低さを批判されているが、韓国の 2,000 万ウォン（約 1 万 5,600 ドル）など、日本より低額な国も存在する。

また、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、ポーランドでは、設定された 1 日当たりの罰金額ベースの何日分という形で罰金が科されている。そのほかに、罰金額を絶対値で示すのではなく、スペインの賄賂額の最高 3 倍など贈られた賄賂の何倍までという形で罰金額を設定している国もある。英国とカナダは、罰金額の上限を設けておらず、スイス、イタリア、ギリシャは、特に罰金について規定していない。

## 1. 2. 法人に対する刑罰

法人の刑事責任の追及制度を確立している国に、ベルギーやアイスランド、カナダ、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、スイス、スウェーデン、フィンランド、米国、フランス、デンマーク、オランダ、オーストラリアなどがある<sup>4</sup>。もっとも、日本と韓国には、刑法典そのものに法人の刑事責任を問う仕組みがないため、国内贈賄罪はないものの、海外贈賄罪については特別刑法により法人を処罰できるようにされている。他方、法人の刑事責任を追及できない国には、ブルガリア、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、スロバキア、スペイン、ポーランド、イタリア、ルクセンブルク、ドイツ、アルゼンチンなどがある。

法人の刑罰は罰金のみであるが、その程度は各国でかなりの差がある。罰金の上限が最も高いのは日本の 3 億円（約 370 万ドル）であり、次にベルギーの 198 万ユーロ（約 243 万ドル）が続く。もっとも、同国では贈賄の対象によって上限は異なり、一般公務員の場合は 26 万 4,000 ユーロ（約 32 万 4,000 ドル）、警察官などの場合は 132 万ユーロ（約 162 万 1,000 ドル）、裁判官などの場合は 198 万ユーロ（約 243 万ドル）となる。次に、米国の 200 万ドルが高いが、同国では、選択的刑罰制

度が適用された場合には、最高 250 万ドルが科される可能性がある<sup>5</sup>。また、フランスは 75 万ユーロ（約 92 万 1,000 ドル）、フィンランドは 85 万ユーロ（約 104 万 4,000 ドル）、スウェーデンは 300 万クローネ（約 27 万 8,000 ドル）と罰金の上限を設定している<sup>6</sup>。

なお、オランダでは、同じ贈賄でもその内容の違いによって、最高 6 万 7,000 ユーロ（約 8 万 2,000 ドル）から最高 67 万ユーロ（約 82 万ドル）へ変化する<sup>7</sup>。韓国では、法人の罰金として、1,000 万ウォン（約 78 万ドル）、または賄賂の結果獲得した収益の 2 倍の額のうち、いずれか大きい方が科される。そのほかに、英国、ノルウェー、アイスランドには罰金の上限がなく、デンマークには法人の罰金は存在してもその内容についての具体的な規定が存在しない。

### 1. 3. 属人主義、属地主義、域外適用

外国人および国外での犯行に関する法律の適用範囲を巡る概念として、属人主義と属地主義がある<sup>8</sup>。属人主義とは、ある犯罪が起きた時に、その犯罪者に本国の法律を適用する立場であり、属地主義とは、本国ではなくその犯罪を実行した国の法律を適用する立場である。大半の国では、属人主義と属地主義の両方が採用されており、外国公務員に対する贈賄は、海外の法律で裁かれる可能性と本国の法律で裁かれる可能性の両方を秘めている。もっとも、英国と日本では、もともと属人主義が採用されていなかったが、英国では、2002 年 2 月に施行された改正腐敗防止法により、日本では、2005 年 1 月に施行された改正不正競争防止法により規定された<sup>9</sup>。

外国公務員贈賄防止条約は、属地主義を原則としながらも、国内法上での属人主義の原則に従う限りにおいて、属人主義を採用しようとしている<sup>10</sup>。つまり、A 国民が B 国において外国公務員への贈賄を行った場合、B 国の法律で裁かれるのが原則であるが、A 国の国内法でこの犯罪が A 国内法で裁かれるべきとの規定がある場合には、A 国は属人主義を採用できるということである。このように、2 つ以上の国が裁判権を有する場合には、関係国間の協議により、訴追に最も適した国が決定される。もっとも、同条約は、その第 5 条で、捜査と訴追は、経済的、政治的な考慮により左右されてはならないと規定している。

なお、属人主義を採用している国の中には、海外で犯した犯罪を本国の法律で裁く際に、その犯罪が実行された外国でも犯罪として規定されていることを条件にする国がある<sup>11</sup>。これは双方可罰性（dual criminality）と呼ばれる。大半の欧州諸国では、双方可罰性を条件に属人主義が採用されている。これを条件としない国には、英国、米国、韓国、チェコ、ベルギー、オーストラリアがある。すなわち、これらの国々は、自国の企業が外国で現地公務員に汚職を行った場合、その相手先の国がその汚職を犯罪として規定しているか否かに関係なく、その企業を本国の法律で裁くのである。

また、自国民ではなく外国人が国外で犯した犯罪、すなわち外国人の国外犯を裁く仕組みである、いわゆる域外管轄権または管轄権の「域外適用」も、外国公務員の汚職を巡って議論が重ねられてき

た<sup>12</sup>。もつとも、通常、内乱、外患誘致、通貨偽造、有価証券偽造などの罪に対しては、保護主義の観点から域外適用が認められているが、外国公務員への贈賄に対しては、その理論的根拠が不明確で合意も成立していない現状にある<sup>13</sup>。

しかしながら、外国人の国外犯を裁く域外適用を立法上自認している国は、オーストリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、ノルウェー、ポーランド、スロバキア、スイス、スウェーデンと少なくない。たとえば、デンマークでは、外国公務員贈賄罪を犯した者が、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、アイスランドの4か国の国民または居住者で、なおかつその犯罪者がデンマーク国内に滞在している場合には、その犯罪の実行地がどこであろうともデンマークの刑法が適用される。そのため、企業は、自社の国際事業とは直接的に関係していない国の法律違反となるリスクについても、絶えず警戒しておく必要がある。

また、公正な競争を実現する上でも、域外適用が持つ意義は大きいと思われる。すなわち、米国が主張してきたように、いくら外国公務員への贈賄規制を強化しても、自国だけがそれを厳格化するのであれば、自国の企業はそうでない国の企業に比べて競争上明らかにハンデを背負うことになる。また、属地主義により自国の法律で外国企業を裁く機会が多くなる一方で、その他の汚職規制が不十分な国々で外国企業による汚職が放置されたままならば、外国企業は規制が緩いそれらの国々へより積極的に進出しようとするかもしれない。したがって、もし域外適用により外国企業の国外犯も罪に問うことができるようになれば、国際競争がより公正なものとなることが期待される。

## 2. 米国海外腐敗行為防止法の摘発事例の増加

### 2. 1. 米国海外腐敗行為防止法の罰則

FCPAは、①贈賄禁止条項（15 U. S. C. §78dd-1）と②会計処理条項（15 U. S. C. §78m）の2部構成である。贈賄禁止条項は、外国公務員等への贈賄行為自体を禁止するものであり、主に司法省（DOJ）が主導する。他方、会計処理条項は、会計上の賄賂の流れの隠蔽を防止することで、間接的に贈賄を防止しようとするものである。これは、SECの関与度が高いが、以下で検討するブリジストンのケースのように反トラスト法違反を契機として摘発された場合等、SECが主導する場合も少なくない。一見、会計処理条項は贈賄禁止条項の補完的位置づけのように見えるが、実際には、会計処理の不正の立証の方が贈賄の立証よりも容易である場合も少なくないため、前者による摘発も多い<sup>14</sup>。

FCPAは、贈賄禁止条項違反の罰則よりも会計処理条項違反の罰則の方をはるかに重く規定している。表1は、贈賄禁止条項と会計処理条項の罰則の違いをまとめたものである。

表 1：贈賄禁止条項違反と会計処理条項違反の罰則の違い

贈賄禁止条項違反		会計処理条項違反
法人：200万ドル以下の罰金 (選択的刑罰制度が適用された場合、250万ドル以下の罰金)	刑事罰	法人：2,500万ドル以下の罰金
自然人：25万ドル以下の罰金と5年以下の懲役のいずれかまたはその両方 (代替的罰金条項が適用された場合、罰金の上限は無くなる)		自然人：50万ドル以下の罰金と20年以下の懲役のいずれかまたはその両方
法人、自然人ともに、1万ドル以下	民事制裁金	法人：5万ドルから50万ドル 自然人：5,000ドルから10万ドル
有	違法利益の没収	無
DOJ	執行機関	SEC

出典：清井幸恵(2008)「米国当局が日本企業もターゲットに！海外腐敗行為防止法のリスクと対策」『経理情報』No.1187. 中央経済社, 39 ページをもとに筆者作成。

まず、刑事罰として、贈賄禁止条項違反では、違反毎に、法人は200万ドル以下の罰金、自然人は25万ドル以下の罰金と5年以下の懲役のいずれかまたはその両方を科されるが、会計処理条項違反では、法人は2,500万ドル以下の罰金、自然人は50万ドル以下の罰金と20年以下の懲役のいずれかまたはその両方を科される<sup>15</sup>。だが、違反により金銭的な利益や損失が生じた場合は、代替的罰金条項が適用される<sup>16</sup>、FCPAの罰則上限に関わらず、罰金が最大その利得額の2倍にまで高額化する場合がある<sup>17</sup>。

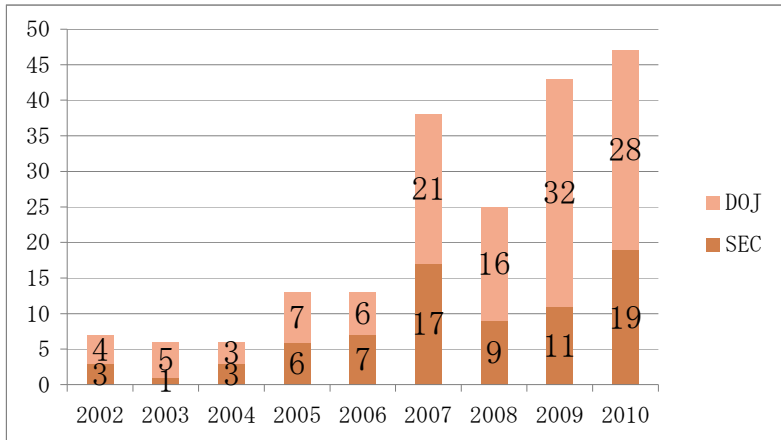
次に、民事罰として、贈賄禁止条項違反では、違反毎に、法人と自然人はともに1万ドル以下の民事制裁金を科されるが、会計処理条項違反では、法人は50万ドル以下の民事制裁金、自然人は10万ドル以下の民事制裁金が科される。DOJやSECは、賄賂禁止条項に違反していると考えられる場合、会社の行為や業務を差し止めるために民事訴訟の提起が可能である<sup>18</sup>。さらに、摘発された事実のみをもって、米国での許認可を停止される可能性もある<sup>19</sup>。なお、会社の役職員に科された罰金をその会社が肩代わりすることは認められていない<sup>20</sup>。

罰則の量刑は、①賄賂の額、②過去の違反、③違反数、④贈賄側企業における高位の役員の関与の有無など、連邦量刑ガイドライン(以下FSGO)の規定に沿って決定される<sup>21</sup>。だが、FSGOでは、①責任の認容、②調査への協力、③違反に関する自主的ディスクロージャー、④適切な倫理遵守プログラムの存在などの減刑要因も規定されている。FSGOの要求に従っていたか否かによる企業の懲罰金額の差は極端であり、最大で80倍である<sup>22</sup>。以上のように、米国の汚職規制に対応するには、FSGOとFCPAの両方に対応したコンプライアンス体制の構築が求められる<sup>23</sup>。

## 2. 2. 近年の海外腐敗行為防止法違反の摘発の増加

グローバルに外国公務員への汚職規制が強化される中で、FCPAの摘発件数も近年増加傾向にある(図1)。

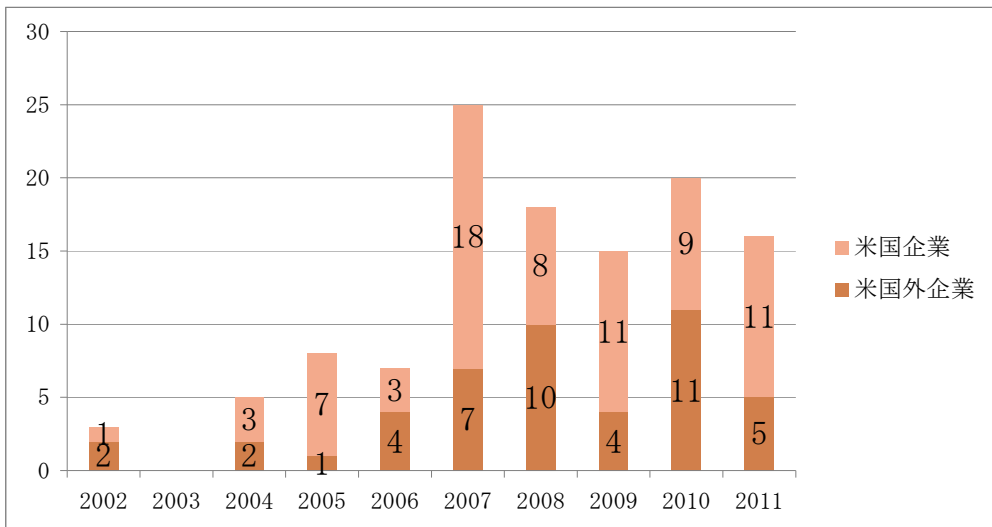
図1：摘発案件数



出典：Shearman & Sterling LLP, (2011) *FCPA Digest – Cases and Review Releases Relating to Bribes to Foreign Officials under the Foreign Corrupt Practices Act of 1977*, <http://www.shearman.com/files/upload/FCPA-Digest-Jan-2011.pdf>, i.

FCPA の摘発は、1977 年の制定当初はほとんど行われなかったものの、2005 年ごろから活発化している。とりわけ、2007 年は 38 件で、前年比の 3 倍近くまで増加した。この動きは、米国企業と外国企業を問わず起きている（図 2）<sup>24</sup>。

図2：摘発された企業数の変遷（2002 年以降）



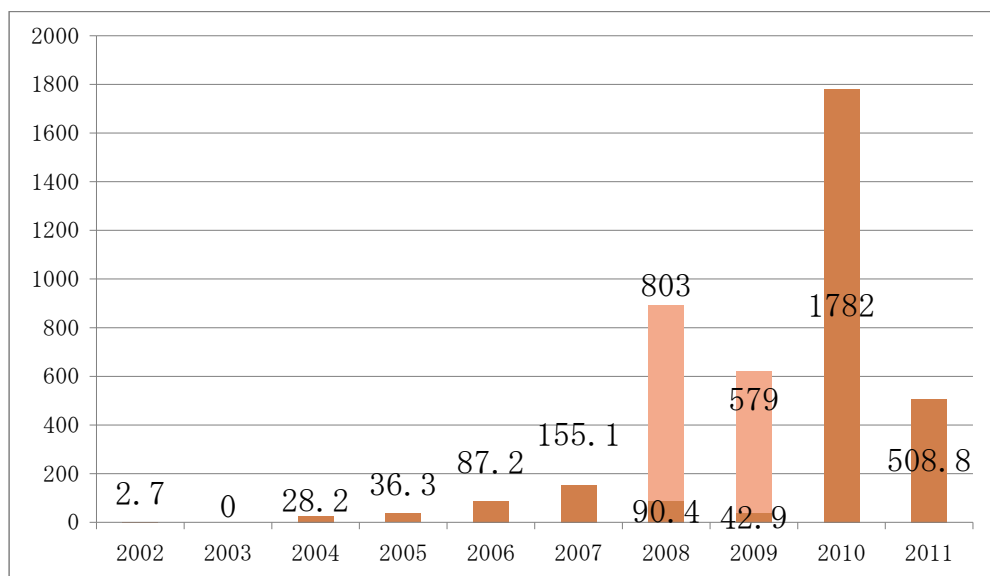
出典：Ibid., vi に、*FCPA Digest – Cases and Review Releases Relating to Bribes to Foreign Officials under the Foreign Corrupt Practices Act of 1977*, <http://www.shearman.com/files/Publication/bb1a7bff-ad52-4cf9-88b9-9d99e001dd5f/Presentation/PublicationAttachment/590a9fc7-2617-41fc-9aef-04727f927e07/FCPA-Digest-Jan2012.pdf>, vi のデータを加えたもの。

外国企業の摘発が始まったのは、所定の要件を満たす外国企業も FCPA の対象とした 1998 年の改正以降であるが、2007 年以降は、米国内外企業を問わず摘発件数が急増した。これまで、アフリカや中南米地域での不正の摘発が多かったが、今後は、経済成長が著しい旧共産圏や中国、東南アジアといった新興国での摘発が強化されるとの指摘がある<sup>25</sup>。

また、FCPA 施行後の最初の 25 年間の罰金または民事制裁金額は 100 万ドルを超える程度であったが、2004 年以降急速に高額化している（図 3）<sup>26</sup>。

2008 年と 2009 年の急激な高額化は、1 社で高額な罰金・民事制裁金が科される事例が続いたためである。2008 年のシーメンス AG の罰金・民事制裁金は合計 8 億ドル、2009 年のハリバートン/KBR の罰金・民事制裁金は 5 億 7,900 万ドルであった<sup>27</sup>。特に、2010 年の罰金・民事制裁金の総額は過去最高の 17 億 8,200 万ドルであり、1 ドルを日本円で 80 円としても、1,425 億 6,000 万円に上る。高額な罰金・民事制裁金を科すケースは、一般化してきており、実際 2008 年のシーメンス AG の事例以降、1 社で罰金・民事制裁金が 1 億ドルを超えるケースが毎年少なくとも 1 件は起きるようになっている。

図 3：企業に対して科された罰金・民事制裁金の総額（2002 年以降） 単位：100 万ドル



※2008 年と 2009 年のみ、シーメンス AG の罰金 8 億ドルとハリバートン/KBR の 5 億 7,900 万ドルを、色を変えて示している。

出典： Shearman & Sterling LLP, (2012), op.cit., viii.

また、罰則強化の対象は外国企業も例外ではない。実際、2010 年の企業に科された罰金・民事制裁金の内訳をみると、米国外企業に対しても容赦ない高額な罰金・民事制裁金が科されていることがわかる。テクニップ (Technip)、スナムプロゲッティ (Snamprogetti)、BAE の 3 社がそれぞれ 3

億5,000万ドル超を支払い、これら3社で2010年の総額の2/3に相当する11億ドルを支払っている。加えて、ダイムラー、パナルピナ (Panalpina)、アルカテル (Alcatel) の3社もそれぞれ1億ドル近い罰金・民事制裁金を支払っており、これら6社だけでも2010年の罰金・民事制裁金の合計の80%分を支払ったことになる。これら6社は全て米国外企業である<sup>28</sup>。

なお、2010年から2011年にかけて罰金・民事制裁金の総額が1/3以下に減少している理由は、高額なFCPA違反の摘発が少なかったためである<sup>29</sup>。たとえば、2011年に罰金・民事制裁金が1億ドルを超えたケースは1件だけであり、2,000万ドルを超えたケースもジョンソン・エンド・ジョンソンの7,000万ドルとマグヤー・テレコム (Magyar Telekom) の9,500万ドルの2件だけであった。

また、FCPAでは、自然人である外国人に対しても、禁固刑や身柄拘束などの重い実刑が科されている。たとえば、2008年、ブリジストンの国際営業部長ヒオキ・マサオに拘禁2年、罰金8万ドルが科せられている<sup>30</sup>。このケースにおいて、彼は、2004年1月から2007年5月にかけて、中南米の現地販売代理人が現地国営企業の社員へ贈賄を行っていたことを知っていながら、隠ぺい工作を講じていた。

ところで、上述した2008年のシーメンスAGの事例は、外国公務員への汚職を取り巻くコンプライアンス・リスクの高まりと複雑さを象徴している。科された8億ドルのうち、3億5,000万ドルはSECの民事訴追による民事制裁金であり、残りの4億5,000万ドルはDOJの刑事訴追による罰金であり、罰金と民事制裁金ともに巨額であった<sup>31</sup>。さらに、同社は、2007年の時点でミュンヘンの検察庁に既に2億100万ユーロ (当時約2億8,500万ドル) の罰金を支払っていたが、今回の事件の発覚を受け、さらに3億9,500万ユーロ (当時約5億6,900万ドル) の罰金の支払いに合意した<sup>32</sup>。したがって、今回の不正でシーメンスAGは、世界中で少なくとも16億ドル以上もの罰金・民事制裁金を支払ったことになる。

### 3. 英国贈収賄禁止法の内容と処罰規定

FCPAの摘発強化に加えた外国公務員に対する汚職規制強化の新たな展開として、2011年7月1日の英国贈収賄禁止法の施行 (2010年4月8日成立) がある。英国は、同法の成立以前から腐敗行為に対して厳格であったが、同法は、FCPAにならい外国公務員への汚職に対する処罰のさらなる強化を目的としている。同法の下では、①贈賄 (1条)、②収賄 (2条)、③外国公務員に対する贈賄 (6条)、④贈賄行為を防ぐ措置の懈怠 (7条) が、処罰の対象となる<sup>33</sup>。

英国贈収賄禁止法の適用範囲は英国内だけではなく、①作為または不作為の全部または一部が英国内で行われるか (属地主義)、②英国内でそれらが行われていないものの被告人が英国と密接な関係を有している場合 (属人主義) に、適用される (表2)<sup>34</sup>。ここでいう「英国との密接な関係」には、英国籍を有することや英国居住者であることが含まれる。すなわち、違反が全て英国外で行われたとしても、その違反者が英国と密接な関係がある場合には、属人主義が採用され、同法における犯罪行為が成立するのである<sup>35</sup>。



表2：英国贈収賄禁止法の適用範囲

犯罪類型	主体	相手方	英国内で実行行為	英国外で実行行為	備考
贈賄罪(1条)	限定なし	限定なし(公務員が私人かを問わない)	実行行為の一部が英国内でなされれば適用あり(12条(1))。	実行行為者に英国とのclose connectionが認められれば適用あり(12条(2)、(4))。	close connectionには、英国籍を有すること、英国法に基づく設立、英国の居住者であること等が含まれる(12条(4))。
収賄罪(2条)	限定なし(公務員が私人かを問わない)	限定なし	同上	同上	
外国公務員贈賄罪(6条)	限定なし	外国公務員のみ	同上	同上	
贈賄防止措置懈怠罪(7条)	【贈賄行為の主体】 ・1条または6条の罪を犯した法人の関係者(associated with)に限定 【処罰される企業】 ・英国法により設立された法人・組合 ・英国で事業の一部を行っている法人・組合	贈賄罪、外国公務員贈賄罪に準じる(7条(3))。すなわち、公務員が私人かを問わない。	贈賄行為の場所を問わない(12条(5))。	贈賄行為の場所を問わない(12条(5))。	「Associated with」の定義 ・当該法人を代理し、または役務提供を行う者であり、個人に限定されない(8条(1))。 ・例として、代理人、従業員、子会社(8条(3))。 ・当該法人の従業員であれば法人のために行つたと推認される(8条(5))。 ・関係者(associated with)の国籍等は問われない(7条(3))。

出典：西垣建剛・本間正人「民間人との取引にも罰則が！英国贈収賄禁止法のリスクと対処術」『経理情報』No.1279. 2011年4月, 51頁。

さらに、同法7条では、贈賄防止措置懈怠罪が、①英国において設立もしくは組成された、または②当該事業の全部もしくは一部を英国において行っているすべての法人およびパートナーシップに対して適用される可能性があることが規定されている。したがって、日本に本拠を置く企業でも、「英国において事業を行う」という要件が果たされた場合には、罰則の対象となりうるのである。これは、日本を本拠地とする親会社にとっては、実質的な域外適用とほとんど変わらないといえる。

もっとも、厳格すぎるとの批判を受け、英国法務省は、最終指針において、この規定についての一定の解釈を提示している<sup>36</sup>。たとえば、ロンドン証券取引所の上場企業であることや、英国に子会社を有することといった点だけでは、「英国において事業を行う」と判断する決定的な要因とはならず、その最終的な判断は、個々の事案における具体的な事実関係を基に、裁判所に委ねられるとされた。

また、8条には、「営利団体に関係する者」として、当該営利団体の従業員、代理人および子会社が例示されているが、その範囲は明示されていない<sup>37</sup>。そこで、最終指針では、請負業者の場合は、当該営利団体のためにまたは代理としてその業務を行っている限りにおいてのみ、また、サプライヤーの場合は、物品の提供に加えて供給先のために業務を行っているといえる場合に、「営利団体に関係する者」として該当するとされている。

英国贈収賄禁止法違反の罰則では、自然人の場合には10年以下の懲役と無上限の罰金のいずれかまたはその両方が科され、また法人の場合には、無上限の罰金が科される。この罰則規定は、米国のFCPAでは利得または損害の2倍までであることからみてもかなり厳しい規定である<sup>38</sup>。これらの罰則に加えて、今後は、2006年公共契約規制に基づき、贈賄防止措置懈怠罪を犯した企業に対して、自動的かつ永久的にEUの公的調達契約に関する参加資格をはく奪するという措置が取られるようになる可能性もある<sup>39</sup>。

なお、贈賄罪、収賄罪、外国公務員に対する贈賄罪の場合、これを承認または黙認した企業の株主または上級役員も、その直接的な違反者と同等の罪に問われる<sup>40</sup>。ここでいう「上級役員」には、組

合員、取締役、支配人、秘書役、またはこれらと類似する立場にある者が含まれる。

罰金以外にも英国贈収賄禁止法の FCPA との相違点として以下のようなものがある<sup>41</sup>。英国贈収賄禁止法は、FCPA やそのほかの規制と異なり、公務員のみならず民間人に対する汚職も禁止している。また、FCPA とは異なり、収賄行為、チップなどのファシリテーション・ペイメント、さらに、製品・サービスの説明や販売促進、契約履行に関する費用の支払いが禁止されている。また、FCPA では、一定の要件を満たす証券発行者（issuer）に対して、帳簿および会計記録を、取引と資産の処分を正確かつ適正に反映させるといった合理的な詳細さに基づいて作成することが明文規定を通して要求されているものの、英国贈収賄禁止法にはそれは存在しない<sup>42</sup>。

このように、英国贈収賄禁止法は、ファシリテーション・ペイメントの禁止や上限の無い懲罰金等、FCPA と比較しても相当厳格な法律である。とりわけ、贈賄防止措置懈怠罪の適用において、英国において事業を行う企業は、その本拠が英国国外にあったとしても対象となる。そのため、同法の成立は、英国内企業のみならず英国外企業にとっても大きなコンプライアンス・リスク要因がさらに増えたということを意味している。

## 4. ファシリテーション・ペイメント

### 4. 1. ファシリテーション・ペイメントの概要

ファシリテーション・ペイメントとは、「裁量の余地のない日常的な公的業務の円滑化等の目的で行う少額の支払い<sup>43</sup>」である。FCPA では、「『通常の職務執行行為の遂行を促すまたは確保すること』を目的とする、外国公務員に対する『何らかの手續円滑化のための支払い』<sup>44</sup>」と定義されている。この「通常の職務執行行為（routine governmental action）」とは、「①個人が外国でビジネスを行うための許可やライセンスの取得、②ビザや指図書などの公的文書の処理、③警察による保護の提供、郵便の集荷及び配達、または契約履行に関する検査や物品の国境通過に関する検査のスケジュールリング、④電話サービス、電力及び水道供給、荷の積み下ろし、または腐敗しやすい製品または商品を劣化から保護すること、並びに⑤これらに類似した性質の行為<sup>45</sup>」のことである。

ただし、「外国公務員等による、特定の当事者に対する新しいビジネスの付与や既存のビジネスの存続に関する何らかの判断、またはそのような判断を促進するために意思決定プロセスに関与する外国公務員等によるすべての行為<sup>46</sup>」は、「通常の職務執行行為」には含まれない。したがって、チップや仕事の達成に対する少額の謝礼などはファシリテーション・ペイメントとして認められたとしても、事業獲得のための支払いは FCPA でも禁止されている<sup>47</sup>。

だが、1990 年代以降の世界的な腐敗防止強化の流れの中で、ファシリテーション・ペイメントに対する規制も拡大してきている。実際、日本も含め、外国公務員贈賄防止条約の加盟国のほとんどがこれを禁止している。ファシリテーション・ペイメントを明確に例外規定している国は、米国、カナダ、韓国、オーストラリアの 4 개국 だけであり、その他にはスイスが、刑法典の中で例外となりうる旨を

規定しているぐらいである<sup>48</sup>。たとえば、英国政府はファシリテーション・ペイメントの根絶を長期目標にしており、英国法務省も現地の法令・判例で認められた支払い以外を原則違法としている<sup>49</sup>。

#### 4. 2. ファシリテーション・ペイメントの論点

ファシリテーション・ペイメントに対する規制に各国で一貫性がみられなければ、その分、現地で事業を営む企業の間で競争に不公平が生じてしまう恐れがある。梅田（2011）は、ファシリテーション・ペイメントの肯定論と否定論の論理・主張を以下のようにまとめている<sup>50</sup>。

まず、肯定論者は、現地での伝統的慣習やビジネスに与える悪影響など、現実的・相対主義的な主張を展開する。ファシリテーション・ペイメントは、その額や目的から考えても賄賂のような悪質なものではないし、それが長く現地で認められてきたその相手の文化を尊重すべきであり、自国の価値観を押し付けるべきではない。また、たとえ、それが多少不公平なものであっても、拒否すれば、その企業は通関や許認可の遅延などの悪影響を受けるリスクがある。さらに、その根絶は、直接的な規制を行ったとしても、公務員の低給与や文化的価値観など、より根本的な問題を改善しない限り不可能である。

他方、否定論者は、不公平さや法律違反など、倫理的な観点から主張を行う。少額であっても、正規の対価以上の支払いを一部認めることは、不公平であることに変わりはない。実際、ファシリテーション・ペイメントは、ほとんどの国で違法であり、それが現地で認められていたとしてもそれはその国の法制度の未熟さ・欠陥を表すものであって、最終的に、その根絶が理想であることに変わりはない。さらに、ファシリテーション・ペイメントを一度でも認めると、支払いを受けたものとの間で不公平が生じることになり、また、更なる支払い要求にもつながる恐れがあるため、決して許されるべきものではない。

梅田（2011）は、以上の理由づけのうち、否定論者の方が倫理的観点からみれば圧倒的に説得力があるものの、ファシリテーション・ペイメントが長く慣習化してきた国においては、肯定論者の主張にも現実的にみてある程度の説得力があるとしている<sup>51</sup>。

しかしながら、一部の例外を除いて、ファシリテーション・ペイメントを認める国は少なく、また、外国公務員への汚職規制も世界的規模で進展してきている。加えて、外国公務員への汚職の厳罰化も進んでおり、とりわけ英国贈収賄禁止法のように、実質的に域外適用の採用と変わらないような法規制も登場してきている。また、米国では、米国内外の企業を問わず摘発が増加傾向にあり、いつファシリテーション・ペイメントが例外規定から外されるのかも不明である。

また、公正な競争の実現という観点からみても、ファシリテーション・ペイメントをできるだけ多くの国が共同で禁止することは重要である。したがって、公正な競争の実現においても、リスク回避の点からも、国際的に事業を展開する企業は、自社のコンプライアンス体制でファシリテーション・ペイメントの禁止を徹底した方が、現実的かつ有益な対応であると思われる。たとえば、三菱商事は、2006年から、進出先の国・地域でのチップの実態調査を開始し、2010年10月に社内規定を改定し、

公務員へのチップの支払いを原則禁止にしている<sup>52</sup>。

## 5. 企業に要求されるコンプライアンス体制—英国贈収賄禁止法の場合—

### 5. 1. 「十分な手続き」

本研究は、これまで外国公務員への汚職を取り巻くコンプライアンス・リスクについて検討してきた。その内容は複雑であり、現時点では、全ての国の規制に十分対応できるコンプライアンス体制モデルを提示することは困難である。そこで、本節では、本研究の最後として、比較的厳格で、かつ施行されたばかりで企業も十分な対応を進められているとは考えにくい、英国贈収賄禁止法に対応するコンプライアンス体制について検討する。

英国贈収賄禁止法においては、「十分な手続き (adequate procedures)」の実施の立証が抗弁となる。この「十分な手続き」については、英国法務省が、2011年3月30日に最終指針を公表している。この最終指針の位置づけは、あくまで指針であり普遍的・定言的なものではない。しかしながら、英国贈収賄禁止法は適用範囲が広く、また上限の無い罰金や10年以下の懲役など罰則が重い。たとえば、英国に子会社を持つが「十分な手続き」を満たしていない日本企業の場合、英国以外の国の子会社の従業員がその国の高官に賄賂を支払った場合、贈賄防止懈怠罪の処罰対象となる恐れがある<sup>53</sup>。

### 5. 2. 6つの基本原則とコンプライアンス体制

最終指針の示す「十分な手続き」を充足するコンプライアンス体制の構築は、グローバルに事業を展開する企業にとって、大きな課題であるといえる。最終指針では、「十分な手続き」の6つの基本原則が示されている<sup>54</sup>。表3は、6つの基本原則と、先行研究の議論に基づいて、それぞれに対応する取り組みを例示したものである。

第1の原則は、贈賄行為の防止のためにとるべき手続は、①当該営利団体が晒されている贈賄のリスク、ならびに当該営利団体の性質、規模およびその事業の複雑さの度合いに見合ったものであること、および②明確で、実務的かつ利用しやすく、効果的に実施されるべきであること、を要求している<sup>55</sup>。この実践には、第3の原則であるリスク評価が必要であり、これを基に、贈賄防止の目的に沿った現実的かつ実務的な手続きが実施されるべきである。最終指針は、時間の経過につれてのリスク変化への対応も可能な限り行うべきであると要求している。

リスク評価について、営利団体に、贈賄行為の潜在的リスクの性質と程度について評価を行うことが求められている<sup>56</sup>。ここでいうリスクの範囲は、カントリーリスク、取引や事業セクター特有のリスク、適切な研修制度、知識、ならびに経験の欠如、報酬体系から生じるリスクなど幅広い。リスク評価は定期的に行われ、結果も記録・周知されるべきである。また、最終指針では、リスク評価は、営利団体の規模、組織体制、事業の性格などに見合ったものであるべきとされている。

第2の基本原則にある経営陣とは、取締役会、所有者、またはそれ以外の同等の立場にある者であ

表3：6つの基本原則と対応する取り組みの例

	基本原則	対応する取り組みの例
1	リスクに見合った手続き	以下の3点から考えて、適切かつ妥当なコンプライアンス体制を構築し、実践すること。 (1) 自社が直面している贈賄リスク（領域・国・市場の性質、事業機会・取引の性質、事業提携者・取引関係者との関係などを考慮する。） (2) 自社の規模や性質 (3) 明確さ、実用性、有効性
2	経営陣による関与	トップ・マネジメントが、以下の点などに積極的にまたは適切に関与すること。 (1) コンプライアンス・プログラムの作成・導入・改定（これは担当役員の名義を含む） (2) 贈賄行為を拒否する組織の考え方の内外への周知
3	リスク評価	内容は「リスクに見合った手続き」の取り組みとほぼ同じ。 定期的な実施。結果の周知・記録。
4	デュー・ディリジェンス	自社が直面している贈賄のリスクに見合った手続きによるデュー・ディリジェンスを実施すること（領域・国・市場の性質、事業機会・取引の性質、事業提携者・取引関係者との関係などを考慮する。）
5	方針及び手段の伝達 （必要な研修の実施などを含む）	方針及び手段を社内に浸透・徹底させるためのコンプライアンス・プログラムを実施すること。 (1) プログラムの責任の所在の明確化 (2) 研修の実施 (3) 方針・手段の作成と伝達 (4) 導入と見直しのスケジュール決め (5) 相談窓口やホットラインなどのコミュニケーション制度の整備など
6	モニタリングと見直し	(1) 定期的なモニタリングと見直し（社内の方針や手段など） (2) 不定期のモニタリングと見直し（現地政策の変更や贈賄行為の発覚など） (3) 業務・財務監査システムの構築 (4) 職員からのフィードバックシステムの構築 (5) 相談窓口やホットラインなどの内部通報制度の構築 (6) 外部の専門家によるプログラムの検証

出典：同上書、53頁や新城浩二（2011a）「英国・米国・中国・日本における汚職防止法制の現状（1）英国 Bribery Act の解説とその与える影響—『十分な手続』に関する指針を中心に—」『エヌ・ビー・エル』No.954、商事法務、pp.23-33などを基に筆者作成。

る<sup>57</sup>。経営陣の関与には、①ウェブサイトやイントラネット上での掲示などを通じた、贈賄行為を拒否する組織の考え方の内外への周知、②贈賄行為防止のための手続導入への適切な関与の両方が含まれる。最終指針では、経営陣の適切な関与形態の例として、小規模団体においては経営陣による贈賄防止手続導入への直接的な関与が、大規模団体においては方針策定、コンプライアンス体制の構築、継続的なモニタリング・見直しなどに最終的な責任を負うことが挙げられている。

デュー・ディリジェンスとは、「M&A 取引に関する意思決定を行うに際して、対象会社ないしは事業等に対する実態を把握し、問題点の有無を把握するために行う調査のこと<sup>58</sup>」である。最終指針では、この手続きが贈賄行為のリスク度合いに見合ったものであることが要求されている<sup>59</sup>。たとえば、贈賄行為が行われる可能性が低い状況下では、簡略化した手続きのみで十分とされ、逆もまた然りということである。

第5の基本原則では、贈賄行為防止に関する方針及び手段を、リスクに見合った内外における伝達手段を通して、当該営利団体全体に浸透・周知徹底させることが要求されている<sup>60</sup>。ここでいう伝達には、特定の方針・手段の実施や研修といった内部に対する伝達と、行動指針の公表といった外部に対する伝達の両方が含まれる。もっとも、第5の原則を実践する上では、コンプライアンス・プログラムの実施が求められるが、それは単なる形式的なものではなく、組織構成員間での価値観の共有も伴うものでなければならない(Paine, 1994)。

最後に、第6の基本原則では、営利団体が贈賄行為防止手続のモニタリングと見直し（必要に応じては改善策）を実施することが求められている<sup>61</sup>。ここでいうモニタリングと見直しには、社内の方針や手段などの定期的なモニタリングと見直し、そして現地の政策の変更や贈賄行為の発覚といった外部的な要因に対する不定期の見直しの両方が含まれる。モニタリングと見直しの手段としては、そのための仕組みの構築や、研修参加者からのフィードバック、外部機関からの評価や助言などがある。

以上、英国贈賄禁止法における贈賄防止措置懈怠罪に対する抗弁となる「十分な手続き」を充足するコンプライアンス体制について検討した。もっとも、「十分な手続き」はあくまで指針であり、また、必ずしも本節で提示した条件を満たせば十分であるとはいえない。本節で示したモデルはあくまで最低限度必要な取り組みであり、企業には、研修や相談窓口、情報収集、外部からの専門家の登用などを通して、自社のコンプライアンス体制のさらなる拡充に向けた絶え間ない努力が求められる。

## おわりに

本稿は、各国の外国公務員への汚職に対する規制や罰則などを具体的に検討し、グローバルに事業を展開する企業にとって、それらがもつコンプライアンス・リスクについて解明した。今日、各国では、程度の違いはあれ、外国公務員贈賄罪に対する規制が整備・強化されてきており、企業を取り巻くコンプライアンス・リスクはかつてないほどに高まっている。この動きは米国から始まったが、その米国において、近年FCPA違反に対する摘発件数が増加傾向にあり、外国企業ないし外国人に対し

ても、差別なく厳しい罰則が科せられている。

このことは、従来認められてきたファシリテーション・ペイメントが抱えるリスクにおいても例外ではない。とりわけ、2011年に施行された英国贈収賄禁止法は、FCPAにはない収賄やファシリテーション・ペイメントの禁止、形式的には上限の無い罰金など、内容がかなり厳しいものとなっている。そのため、グローバルに事業を展開する企業は、今後、本稿で提示した「十分な手続き」のように、各国の規制に対応できるコンプライアンス体制を整備・強化していかなければならない。

また、域外適用の強化にはグローバル市場での企業間の公正な競争を促す効果が期待される。ある国が、自国の法律を通して自国の企業だけに外国公務員への贈賄を厳しく禁止するのであれば、自国の企業が他国の企業と比べて外国で業務を行う際に不利に立たされることになる。このことは、ファシリテーション・ペイメントにおいても例外ではなく、今後も各国の企業が例外なく不正な支払いをしなくなるための枠組みを強化していくことが求められる。

## 注

- 1 梅田徹『外国公務員贈賄防止体制の研究』麗澤大学出版会、2011年、55-56頁。
- 2 各国の自然人に対する懲役年数については、同上書、55-57頁を参照。
- 3 法人と自然人共に、ベルギーの罰金額は、*Implementing the OECD Anti-Bribery Convention: Report on Belgium*, OECD, 2006, <http://browse.oecdbookshop.org/oecd/pdfs/free/2807101e.pdf>, p.65.を、フランスの罰金額は *Implementing the OECD Anti-Bribery Convention: Report on France*, OECD, 2005, [http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/governance/implementing-the-oecd-anti-bribery-convention-report-on-france-2003\\_9789264017634-en](http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/governance/implementing-the-oecd-anti-bribery-convention-report-on-france-2003_9789264017634-en), p.63.を参照。
- 4 各国の法人に対する刑罰の軽重については、梅田徹、前掲書、59-62頁を参照。
- 5 選択的刑罰制度とは、「犯罪が金銭的利得または損失を引き起こした場合にはその利得または損失の2倍の金額を上限とする罰金が選択的に上積みされる制度」である。同上書、61頁。
- 6 フィンランドの罰金については、FINLAND: PHASE 3, OECD, 2010, <http://www.oecd.org/dataoecd/59/30/46212643.pdf>, p.14.参照。
- 7 The Netherlands: Phase 2, OECD, 2006, <http://www.oecd.org/dataoecd/14/49/36993012.pdf>, p.60.
- 8 各国の属人主義と属地主義の採用状況については、梅田徹、前掲書、66-72頁。
- 9 同上書、65頁。
- 10 同上書、15頁。
- 11 同上書、64頁。
- 12 各国の域外適用の状況については、同上書、70-72頁。
- 13 同上書、69頁。
- 14 樋口一磨（2010）「海外汚職防止の世界的潮流－Foreign Corrupt Practices Act(連邦海外腐敗行為防止法)の概要と日系企業への影響を中心に」『法律実務研究』第25巻、東京弁護士会、82頁。
- 15 15 U. S. C. §78ff
- 16 18 U. S. C. §3571(d)
- 17 森本大介（2009）「米国における海外腐敗行為防止法(FCPA)の概要と日本企業におけるリスク対応」『月刊監査役』No.554. 日本監査役協会、27頁。
- 18 甲斐淑浩（2011）「英国・米国・中国・日本における汚職防止法制の現状(2)米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)と近時の法執行状況」『エヌ・ビー・エル』No.955, 商事法務、63頁。
- 19 樋口一磨、前掲書、82頁。
- 20 甲斐淑浩、前掲書、63頁。
- 21 樋口一磨、前掲書、82頁。

- 22 梅津光弘 (2005) 「改正連邦量刑ガイドラインとその背景：企業倫理の制度化との関係から」『三田商学研究』第 48 巻第 1 号, 149 頁。
- 23 FSGO とそこにある倫理遵守プログラムの規定については、Johnson, K. W. (2004) *Federal Sentencing Guidelines: Key Points and Profound Changes*, Ethics Resource Center, <http://www.ethics.org/resource/fsgo-series-part-1>、Weaver, G. R., Treviño, L. K., & Cochran, P. L. (1999a) Corporate Ethics Practices in the Mid-1990's: an Empirical Study of the Fortune 1000, *Journal of Business Ethics*, 18: 539-552、梅津光弘、前掲書などを参照のこと。
- 24 2006 年から 2007 年にかけての急増の理由の解明は今後の課題である。
- 25 甲斐淑浩, 前掲書, 64 頁。
- 26 梅田徹, 前掲書, 130 頁。
- 27 甲斐淑浩, 前掲書, 64 頁。
- 28 Shearman & Sterling LLP (2011) *FCPA Digest – Cases and Review Releases Relating to Bribes to Foreign Officials under the Foreign Corrupt Practices Act of 1977*, vi, <http://www.shearman.com/files/upload/FCPA-Digest-Jan-2011.pdf>. ii
- 29 Shearman & Sterling LLP (2012) *FCPA Digest – Cases and Review Releases Relating to Bribes to Foreign Officials under the Foreign Corrupt Practices Act of 1977*, <http://www.shearman.com/files/Publication/bb1a7bff-ad52-4cf9-88b9-9d99e001dd5f/Presentation/PublicationAttachment/590a9fc7-2617-41fc-9aef-04727f927e07/FCPA-Digest-Jan2012.pdf> vii
- 30 ブリジストンの事例については、梅田徹, 前掲書, 133 頁。
- 31 シーメンス AG の課徴金と罰金については、以下を参照のこと。Department of Justice (2008) *Siemens AG and Three Subsidiaries Plead Guilty to Foreign Corrupt Practices Act Violations and Agree to Pay \$450 Million in Combined Criminal Fines—Coordinated Enforcement Actions by DOJ, SEC and German Authorities Result in Penalties of \$1.6 Billion*, <http://www.justice.gov/opa/pr/2008/December/08-crm-1105.html>. および、U.S. Securities and Exchange Commission (2008) *SEC Charges Siemens AG for Engaging in Worldwide Bribery*, <http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-294.htm>.
- 32 U.S. Securities and Exchange Commission (2008) *SEC Files Settled Foreign Corrupt Practices Act Charges Against Siemens AG for Engaging in Worldwide Bribery With Total Disgorgement and Criminal Fines of Over \$1.6 Billion*, <http://www.sec.gov/litigation/litreleases/2008/lr20829.htm>.
- 33 新城浩二 (2011b) 「英国 Bribery Act の概要」『エヌ・ビー・エル』No.946, 商事法務, 4-5 頁。
- 34 西垣建剛・本間正人 (2011) 「民間人との取引にも罰則が！英国贈収賄禁止法のリスクと対処術」『経理情報』No.1279. 中央経済社, 51 頁。
- 35 光明宏之 (2011) 「英国贈収賄法—日本企業が海外で直面するファシリテーション・ペイメントへの対策—」『国際商事法務』Vol.39, No.9, 国際商事法研究会, 1242 頁。
- 36 新城浩二, 2011a, 前掲書, 29-30 頁。
- 37 同上書, 30 頁。
- 38 西垣建剛・立石竜資, 前掲書, 52 頁。
- 39 同上書, 52 頁。
- 40 光明宏之, 前掲書, 1243 頁、西垣・本間, 前掲書, 52 頁。
- 41 新城浩二, 2011a, 前掲書, 32-33 頁。
- 42 ちなみに、FCPA における証券発行者の定義は、「SEC に証券発行登録をしている企業および SEC に定期的開示書類を提示している企業」である。これには、発行者の役員、従業員、代理人、および株主も含まれる。日本企業でもその株式又は米国預託証券 (ADR) をニューヨーク証券取引所や NASDAQ に上場している場合には米国上場企業等に該当する。なお、非上場の ADR を発行している場合であっても、発行形態によっては米国上場企業等に該当する可能性があるため、注意が必要である。森本大介, 前掲書, p.25.
- 43 同上書, 32 頁。
- 44 セオドア・A・パラダイス・リンジー・フィンチ (杉山浩司訳) (2009) 「海外での贈収賄リスクを最小化するために—海外腐敗行為防止法の検討」『エヌ・ビー・エル』No.903, 商事法務, 40 頁。
- 45 樋口一磨, 前掲書, 88 頁。
- 46 同上書, 87 頁。
- 47 なお、FCPA には、手続円滑化のための支払いの金額に対する限度額が明記されておらず、加えて、婚姻にお



ける祝儀など現地の文化的慣習がどれだけ許容されるのかも明記されていない。

48 梅田徹, 前掲書, 172-175 頁。

49 光明宏之, 前掲書, 1243 頁。

50 梅田徹, 前掲書, 178 頁。

51 同上書, 179 頁。

52 『日本経済新聞』2011年8月29日付朝刊, 16 頁。

53 西垣建剛・立石竜資 (2011) 「施行直前チェック英国贈収賄禁止法—適用範囲とコンプライアンスの6原則—」『Business Law Journal』レクシスネクシス, 22 頁。

54 新城浩二, 2011a, 前掲書, 26-28 頁。

55 最終指針における「手続」は、①贈収賄防止のための方針と、②それを実施するための手段の両方を含む概念として用いられている。指針 commentary 1.1

56 同上書, 26-27 頁。

57 新城浩二, 2011a, 前掲書, 26 頁。

58 あずさ監査法人 HP, [http://www.azsa.or.jp/b\\_info/keyword/duediligence.html](http://www.azsa.or.jp/b_info/keyword/duediligence.html), 2012年4月3日アクセス。

59 新城浩二, 2011a, 前掲書, 27 頁。

60 同上書, 27 頁。

61 同上書, 27 頁。

## 引用・参考文献

Johnson, K. W. (2004) *Federal Sentencing Guidelines: Key Points and Profound Changes*, Ethics Resource Center, <http://www.ethics.org/resource/fsgo-series-part-1>.

Paine, L. S. (1994) Managing for Organizational Integrity, *Harvard Business Review*, 72(2): 106-117.

Shearman & Sterling LLP (2009) *FCPA Digest—Cases and Review Releases Relating to Bribes to Foreign Officials under the Foreign Corrupt Practices Act of 1977*, [http://www.shearman.com/files/upload/fcpa\\_digest.pdf](http://www.shearman.com/files/upload/fcpa_digest.pdf).

Shearman & Sterling LLP (2011) *FCPA Digest—Cases and Review Releases Relating to Bribes to Foreign Officials under the Foreign Corrupt Practices Act of 1977*, <http://www.shearman.com/files/upload/FCPA-Digest-Jan-2011.pdf>.

Shearman & Sterling LLP (2012) *FCPA Digest—Cases and Review Releases Relating to Bribes to Foreign Officials under the Foreign Corrupt Practices Act of 1977*, <http://www.shearman.com/files/Publication/bb1a7bff-ad52-4cf9-88b9-9d99e001dd5f/Presentation/PublicationAttachment/590a9fc7-2617-41fc-9aef-04727f927e07/FCPA-Digest-Jan2012.pdf>.

Weaver, G. R., Treviño, L. K., & Cochran, P. L. (1999a) Corporate Ethics Practices in the Mid-1990's: an Empirical Study of the Fortune 1000, *Journal of Business Ethics*, 18: 539-552.

新城浩二 (2011a) 「英国・米国・中国・日本における汚職防止法制の現状 (1) 英国 Bribery Act の解説とその与える影響—『十分な手続』に関する指針を中心に—」『エヌ・ビー・エル』No.954, 商事法務, pp.23-33.

新城浩二 (2011b) 「英国 Bribery Act の概要」『エヌ・ビー・エル』No.946, 商事法務, pp.4-7.

梅田徹『外国公務員贈収賄防止体制の研究』麗澤大学出版会, 2011年。

梅津光弘 (2005) 「改正連邦量刑ガイドラインとその背景: 企業倫理の制度化との関係から」『三田商学研究』第48巻第1号, pp.147-158.

甲斐淑浩 (2011) 「英国・米国・中国・日本における汚職防止法制の現状(2)米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)と近時の法執行状況」『エヌ・ビー・エル』No.955, 商事法務, pp.60-66.

清井幸恵 (2008) 「米国当局が日本企業もターゲットに! 海外腐敗行為防止法のリスクと対策」『経理情報』No.1187, 中央経済社, pp.37-41.

シーゲル・アダム (小林真里子訳) (2010) 「Global Legal Headlines(No.18)グローバル化する世界と企業コンプライアンス--多国間調査にどう対処するか」『ビジネスロー・ジャーナル』第3巻第10号, レクシスネクシス・ジャパン, pp.96-102.

セオドア・A・パラダイス・リンジー・フィンチ (杉山浩司訳) (2009) 「海外での贈収賄リスクを最小化するために—海外腐敗行為防止法の検討」『エヌ・ビー・エル』No.903, 商事法務, pp.34-42.

西垣建剛・本間正人「民間人との取引にも罰則が! 英国贈収賄禁止法のリスクと対処術」『経理情報』No.1279. 2011

年 4 月, pp.50-54。

西垣建剛・立石竜資 (2011)「施行直前チェック英国贈収賄禁止法—適用範囲とコンプライアンスの 6 原則—」  
『Business Law Journal』レクシスネクシス, pp.20-26.

樋口一磨 (2010)「海外汚職防止の世界的潮流—Foreign Corrupt Practices Act(連邦海外腐敗行為防止法)の概要と  
日系企業への影響を中心に」『法律実務研究』第 25 卷, 東京弁護士会, pp.71-97.

光明宏之 (2011)「英国贈収賄法—日本企業が海外で直面するファシリテーション・ペイメントへの対策—」『国  
際商事法務』Vol.39, No.9, 国際商事法研究所, pp.1240-1245.

森本大介 (2009)「米国における海外腐敗行為防止法(FCPA)の概要と日本企業におけるリスク対応」『月刊監査役』  
No.554, 日本監査役協会, pp.24-33.